

学術会議会員任命 法解釈の変更に
内閣法制局見解で岡田早大教授

2020年10月7日【2面】

内閣府と内閣法制局が2018年に日本学術会議会員の任命に関する法解釈をめぐってすり合わせを行い、「内閣総理大臣に、日学法（日本学術会議法）第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」と結論づけていた問題について、岡田正則早稲田大学教授が6日の野党合同ヒアリングで述べた見解は以下の通りです。



法解釈の変更であると言わざるを得ません。そもそも解釈の変更でないなら、内閣府が法制局に「義務的に任命する必要はないか」と相談する必要もありません。

推薦名簿から除くというのは、内閣総理大臣が個々人の選考を行ってしまったということです。本来、選考は独立した行政機関である学術会議にしかできないことが法律で定まっています。日本学術会議というのは、国家行政組織法8条でいう審議会ではなく、同法3条にいう公正取引委員会のような独立行政機関でもありません。さらに独立性の高い、検察庁や中央選挙管理会のような特別な機関の位置付けが与えられています。その学術会議がきちんと選考して決定したものを、内閣総理大臣が改めて選考することは、そもそも法律上やってはならないことです。

本学術会議会員の任命に関する立憲デモクラシーの会の声明（全文）

2020年10月7日【政治総合】

学術会議任命拒否 自民・船田氏が批判
「明らかに解釈変更」

2020年10月6日【2面】

自民党の船田元・衆議院議員は3日、日本学術会議が推薦した会員を菅義偉首相が任命拒否した問題について、自身のフェイスブックで、「政府に反対する学者を意図

的に排除するのではなく、学術会議内の議論の淘汰（とうた）と世論形成過程に信頼を置く精神的な余裕を持つべき」と投稿しました。同問題に対して自民党内からも批判が出ています。

船田氏は1983年、日本学術会議法改定の審議をした経験から、政府側は「学会の方から推薦していただいた者は拒否しない」「形式的な任命制」などと「口を揃（そろ）えていたことを覚えている」と述懐。この答弁を「受け継いできたはず」と明記しています。さらに（首相の任命拒否は）「明らかに解釈の『変更』で、事前に国会や与党に周知すべき」だが何も知らせず、「結果として闇討ちのような形になってしまったのは残念」と述べ、政府の方針に「反対するとういうことになると、抑止効果を狙ったものと思えない」と批判しています。

流れかえよう今

弁護士・元最高裁判事 濱田邦夫さん

2020年10月5日【1面】

「闘争宣言」降ろせない

安倍政治の総括ということでは、2014年の「閣議決定」で実質的な憲法改正をしたことに象徴されます。法の支配、手続きを一切無視した形で自衛隊の海外派兵へ道を開きました。最近では官邸が検察人事に介入する検察庁法改定の問題もあります。安倍政治は、手続き、ルールを無視して自分の政策、自分の意向を強行しました。まさに法の支配の否定です。

さらに、その過程で、「適切に対応する」とか「検討する」とか、中身の無い言葉を乱発しました。政治家の言葉への国民の信頼を破壊しました。

菅義偉首相は安倍政権で官房長官を7年8カ月やっていました。

その菅氏が、安倍政権がやったことをそのまま“継承”するにとどまらず、一層悪くする危険を感じています。

菅氏は、最初のスローガンとして「自助、共助、公助」を示し、「まず自助」と言いました。順序を間違えています。自助できない人たちをどうするかが政治です。最初のスローガンから菅政権は危険だと思いました。安倍政治とたたかう決意を表明した「闘争宣言」（15年10月）を降ろすことはできません。

新型コロナウイルスの危機で、明らかになったのは、日本でもアメリカでも、社会の動きを支えている人々、例えば、医療関係者、交通を支えている人たち、食料品をつくる人、売る人、届ける人。そういう人々が、正当な社会的な待遇を受けていないことです。富裕層はのうのうとしている一方で、日々の食料や医療を提供する人たちが犠牲になり、コロナにかかったり、職を失ったりして、世界的に問題となりました。そういう社会の格差構造を変えていくのが政治です。

生まれや性別、階級によって、社会的、経済的地位が左右されるのはおかしいというのが民主主義であり日本国憲法の考え方です。もう一度憲法の基本原則に立ちかえって、政治を変えないといけません。原則、論理を大事にする。科学的知識を大事にする。明らかになった不平等、不公正をただしていく。そういう政治が必要です。その実現のために市民として声を上げ続けていくことが大事だと思っています。

聞き手 若林 明

写真 橋爪拓治

学問の自由侵害 “対岸の火事ではない” オンライン上で緊急特別番組 学術会議への人事介入抗議

2020年10月5日【政治総合】

菅義偉首相が日本学術会議の推薦した新会員のうち6人を任命しなかった問題をめぐり2日、オンライン上で特別番組として「日本学術会議への人事介入に抗議する」が急ぎよ配信されました。任命拒否の当事者の松宮孝明立命館大教授（刑事法学）のほか、岡野八代（同志社大・フェミニズム理論）、石川健治（東京大・憲法学）、高山佳奈子（京都大・刑事法学）の各氏が出演し、任命拒否の問題点、学問の自由を守るためにどうすべきかなど議論しました。司会はジャーナリストの津田大介氏。

拒否理由示さず

任命を拒否された6氏は、政府方針に批判的であったことからそれが拒否の理由とみられています。

松宮氏は、「理由が示せないのはやましいことがあるからではないか。日本学術会議法に関する菅内閣の解釈は誤っている。同法7条で会員は学術会議の『推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する』となっているのは、憲法第6条1項の『天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する』の『基いて』と同じだ。研究者の能力

や成果は事実上、内閣には判断できず、拒否は不適切。私は渦中にいるわけだが、学術会議が当事者であり、被害者は学術会議の支援で研究が活性化するなど、恩恵を受けるはずだった人々全員である」と訴えました。

科研費裁判で係争中の岡野氏は、「2013年に成立した特定秘密保護法の中から学術分野に対する攻撃が始まったと感じていた。検事長の定年延長の問題で法律を変えてまで強引な人事をしようとした安倍政権を継承する菅政権だけに、やはりこういう手できたかと実感する。今回の事態で6人の欠員によって学術会議が陥る機能不全は、結果的に国民が『学問の自由』を享受する権利を侵すことになる」とのべました。

政府の解釈変更

石川氏は、「政府による日本学術会議法の解釈変更が起きており、これは集団的自衛権を容認した時と同じやり方だ。学者の国会と言われる学術会議はすべての人にとっての防波堤。戦前、滝川事件、天皇機関説事件など次々起こった。同様に今、人々から精神の自由が奪われ、決壊しようとしている。今回の事態は対岸の火事でない。学問の自由を守らなければならない」と強調しました。

学術会議会員の高山氏は、「学術会議法は、会員の任命は学術会議の推薦に基づく」と定め、26条では、会員に不適当な行為がある時は、学術会議の申し出に基づいて退職させると定めており、内閣にコントロールする権利はない。任命拒否自体、憲法を持ち出すまでもなく法律違反。違法な状態で総会、部会を開くこと自体どうかと思いつつ総会に参加した。危機感から任命拒否の撤回を求める要望書は全員一致で決議された。今回は明らかに学術的な業績以外が考慮されている。各種の審議会とは、学術会議の選出は法律も方法も違うし、実際に6人の欠員は、個々の会員の負担を増やし、実質的な不利益を招く」とのべました。

首相の学術会議人事介入 官邸前で市民抗議 自由圧殺 黙らない

2020年10月4日【1面】

菅義偉首相による日本学術会議への人事介入に対する緊急抗議が3日、首相官邸前で行われました。市民有志の呼びかけで300人（主催者発表）が集まり、多くの学者も参加。「学問の自由を守れ」などのプラカードを手に抗議しました。（関連3・4・12面）

任命を拒否された6人の1人、岡田正則・早稲田大学教授は、日本学術会議法の趣旨から見ても首相に裁量の余地はなく撤回すべきだと指摘。「政治と学術の関係を壊す問題であり、攻撃されているのは日本の学問全体です」と語りました。

法政大学教授で作家の中沢けいさんは「あいちトリエンナーレ」の補助金交付取り消しにもふれ、「日本の学術・文化を破壊するような問題が、まともな説明すらなく行われ続けている」と批判しました。

9月まで日本学術会議会員を務めた本田由紀・東京大学教授は、菅首相が6人を任命しなかった理由は何があっても問いたさないといけないと強調し、「なぜなら、それは不当な理由だからです」と強調しました。

前日夜にツイッターで抗議を呼びかけた1人、小原隆治・早稲田大学教授は「学問の自由だけでなく法治主義や立憲主義を破壊する問題です。安倍政権の悪い所をすべて引き継いで実行している菅政権に黙ってはいけません」と訴えました。

学生・院生もマイクを握り、東洋大学3年の齊藤皐稀（こうき）さんは、「1人の学生として許せないと思って来ました。学生らが中心になって8日に官邸前抗議を呼びかけます」と述べました。

。

学術会議任命拒否問題 識者に聞く

日本学術会議法学委員会幹事・京都大学法科大学院教授（刑法） 高山佳奈子さん

2020年10月4日【社会】

菅義偉首相が日本学術会議の推薦した新会員候補6人の任命を拒否した問題について、識者に聞きました。

首相には選ぶ権限なし

任命拒否された科学者6人の半数が、私が所属する日本学術会議法学委員会が推薦した科学者でした。推薦された先生はそれぞれ退任者の後任なので、会議の業務遂行に大きな支障が出ています。例えば、憲法学を担当する会員が不在になってしまいました。

私は2017年から会員を務めています。安保法制（戦争法、15年）にも共謀罪法（組織犯罪処罰法改定、17年）にも反対の声を上げてきましたが、安倍晋三前首相は推薦に基づいて私を会員に任命しました。首相官邸での任命式には菅義偉官房長

官（当時）の姿がありました。3年前と今は大きく違っています。菅政権は安倍政権の継承をいいますが、より悪化していると思います。

日本学術会議法上、会員の選考権限を持つのは学術会議だけです。不適当な行為をした会員が退職させられるのも、学術会議が申し出た場合だけ。首相には選ぶ権限も辞めさせる権限もありません。任命拒否は、憲法が保障する学問の自由を持ち出すまでもなく、法律の明文規定に反する違法行為です。

大臣が任命する審議会などは御用学者が顔を並べることになりがちですが、学術会議はそれらと成り立ちが異なります。加藤勝信官房長官の説明は、わざとそこを誤解させようとしているようで悪質です。

地味であり知られていない学術会議ですが、会議のサイトには多数の政策提言や報告があります。例えば、ジェンダー関連の分科会が長年取り組んできた成果が、ジェンダー平等に向けて大きく前進した17年の刑法改正に結実しました。市民の皆さんにも広く知ってもらえたらと思います。

（聞き手 安川崇）

術会議介入あり得ない アベ政治を許さない国会前行動

2020年10月4日【社会】

秋風が心地よい3日、定例の「アベ政治を許さない」国会前行動が行われました。午後1時を知らせるチャイムと共に、参加した120人が10分間ポスターを掲げました。会場からは日本学術会議の推薦者を菅義偉首相が任命しなかったことを批判する声が相次ぎました。

「安保法制が頭に来た。それから、ずっと参加している」という榎木紘一さん（79）は「学術会議の人事介入は許されない。菅首相は安倍さんよりもひどいかもしいない」と力を込めます。

「アベ政治継承を許さない」と書いたポスターを掲げる女性（79）は「学術会議人事への介入は学問への冒とく」と話します。墨田区在住の女性（72）は、「菅さんは安倍首相時代にも官僚人事権を握っていた人。学術会議にも干渉するなんてあり得ない」と危惧と憤りを口にしました。

作家の渡辺一枝さんが「今日は『アベ』の上に『スガ』と書いたポスターをみなさんが用意してくれました。もちろん他のメッセージも大歓迎です」と呼びかけました。

菅首相の学術会議介入

背景に「戦争する国づくり」 軍事研究批判に危機感

2020年10月3日【2面】

菅義偉首相が日本学術会議の会員人事に介入した問題をめぐり、2日の野党合同ヒアリングでは、2018年に内閣府と内閣法制局との間で日本学術会議法の解釈についてすり合わせが行われていたことが明らかになりました。背景の一つとして浮かぶのが、学術会議が17年に発表した軍事研究に関する声明です。

「『防衛生産・技術基盤戦略』に（軍事研究に）大学を巻き込むと書いたら、大変、大学の方から反対があり、文部科学省でもいろいろ荒れたけれど押し切った。今がまさに転換期だ」「（軍事研究の壁がなくなるのは）時間の問題だ」

防衛大学校（神奈川県横須賀市）で15年11月に開かれた防衛学会研究大会で、防衛装備庁の堀地徹防衛装備政策部長（当時）は興奮ぎみにそう語りました。

同年スタートした大学や研究機関、民間企業に防衛省が資金を提供し、将来必要な装備品の開発につながる研究を委託する「安全保障技術研究推進制度」に、多くの有名大学が応募してきたことに、軍事研究禁止の壁は早晚崩れると自信をのぞかせたのです。

安倍政権のもと、前年には武器輸出三原則が撤廃され、直前には安保法制＝戦争法の強行、防衛装備庁発足といったニュースが続くもとで開かれた研究大会。米国を軸とした武器の多国間開発に軍産学の垣根を越えて乗り出していこうという高揚感が、会場を覆っていました。

ところが、学術会議が17年3月に「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表すると状況が一変します。

同声明は「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」とうたった1950年と67年の声明を継承するとともに、防衛省の委託研究制度を「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と批判。その結果、委託研究制度は15年度の3億円から17年度には110億円に予算が激増したにもかかわらず、大学の応募は同期間に58件から22件へと激減しました。

これに対して、17年11月の防衛学会研究大会で、角南篤内閣府参与（科学技術・イノベーション担当＝当時）は「学術会議は驚くほど単純な議論をしている」と批判。自民党安全保障調査会は学術会議の声明後、首相が議長を務める内閣府「科学技術・イノベーション会議」に科学技術政策の「司令塔機能」を担わせるよう提言します。

戦争する国づくりを進めるために、学問研究の領域でも官邸支配を強める必要がある一。菅政権による学術会議への介入が、戦争する国づくりと密接に結びついている疑いが極めて濃厚になっています。（佐久間亮）

学術会議への介入問題

作詞家の湯川れい子さんは、1日付の「赤旗」報道を紹介する日本共産党の志位和夫委員長のツイートに「これは本当に大変な事ですね」「学術会議のような重要な構成委メンバーに権力が手をつけてしまったら、本当に日本が死にます」と返信。音楽家の大友良英さんは、任命拒否された松宮孝明立命館大学教授が京都新聞のインタビューで、任命を拒否できる権限があるというのは間違いだと指摘していることに対し「ここ重要だと思います」と引用しました。

俳優の豊原功補さんは、学術会議への人事介入について「今やこのような内容はすぐに周知され疑問や抗議、撤回の声が瞬く間に広がります。理由の説明もなく、では誰だってオカシイよとなります」とツイート。俳優の古舘寛治さんは「菅首相とそれを支える自民党は明らかに独裁を目指してるわけです。安倍政治を批判する学者を排除するとはそういうことです」とハッシュタグを付けてつぶやきました。

ジャーナリストの清水潔さんは「今回の赤旗のスクープ、これを大ニュースとして捉えた感覚が素晴らしい。また他のメディアも即刻後追いして良かった。国会も開かぬ中でこんな事態が黙殺されたらまたも付度（そんたく）政権が完成してしまう。まず現政権の腹の中を国民に知らせる事だ」とコメントしました。

学術会議への介入問題

“重大な誤った判断” TV番組でも批判の声続々

2020年10月3日【社会】

菅義偉首相が、日本学術会議が推薦した6人の任命を拒否した問題は、テレビの報道・情報番組でも大きく取り上げられました。

2日の朝日系「羽鳥慎一モーニングショー」では、同局社員の玉川徹氏が、安倍政権以降、日本を「戦争できる国」に変えていこうという動きがあるとして、今回の任命拒否について、「これに反対している人を狙い撃ちにしている」とのべ、拒否した

理由をはっきりさせるべきだとしました。また、「(政権が) 気に入らないから入れないというのは(日本学術会議法の) 法律の趣旨に反している」と強調しました。

作家の吉永みち子氏も「憲法23条の『学問の自由』に反するおそれがある」と指摘。「検察庁法改定案も撤回できたわけだから」と今後の世論の盛り上がり期待を表明しました。

1日夜のTBS系「NEWS23」は、拒否された一人、松宮孝明立命館大学教授にインタビュー。松宮氏は加藤勝信官房長官の会見にふれ、「学問の自由を侵害しているにもかかわらず、その自覚がないのは重大なことだ」と指摘。また同じく拒否された加藤陽子東京大学教授の「前例がないことがなぜ、起こったのか、経緯を知りたい」とのコメントを紹介しました。

これらを受けて、アンカーの星浩氏は、「菅政権発足から半月ですが、非常に重大な誤った判断が示された」と指摘。3年ほど前に学術会議が、防衛省が大学などに軍事研究に助成する制度に反対声明を出したころから政府部内に学術会議への不満がくすぶっていたとして、「今回の人事はそれが表に出た。(学術会議の推薦をそのまま任命するという) 方針をなぜ変えたのか、政府は説明すべきだ。それをしないとブラックボックスになって学問の自由の侵害につながる」と政府の説明責任を強調しました。

術会議への介入問題

こんな首相「ごめんデス」 落語家 立川談四楼さん

2020年10月3日【社会】

菅義偉首相の独裁体質をツイッターで批判している落語家の立川談四楼さんに聞きました。(豊田栄光)

日本学術会議の件はまったくひどい話ですよ。“スガ独裁”の始まりですね。「前例主義打破」なんていいながら、気に入らない奴は外すという安倍前政権の前例を踏襲しちゃった。

ぬるいお湯だと思って手を突っ込んだら、国民の怒りで熱湯になってしまった、という状態をつくり、「失敗した」と思わせてやりたいですよ。

江戸時代、町奉行大岡越前は“大岡裁き”と呼ばれる正しい判断で有名になりました。野党と国民が共闘し政権交代を実現し、私たちが“大岡裁き”を下し、任命拒否を撤回させましょうよ。

菅首相は、これまで行ってきた学術会議の新メンバーとの懇談会を、コロナを理由にしてやめちゃいました。でも、記者とは大人数で朝食会をやるというんですよ。そんな時間があるなら、任命しなかった理由を学術会議の人たちに説明したらどうですか。

人気ドラマのセリフ風にいえば、「こんな首相は、まっぴらごめん デス」。

学術会議介入 「学問の自由」脅かす重大事態 違憲・違法の任命拒否は撤回せよ 志位委員長が記者会見

2020年10月2日【1面】

日本共産党の志位和夫委員長は1日、国会内で記者会見し、菅義偉首相が日本学術会議が推薦した会員候補105人のうち6人の任命を拒否したのは、「学問の自由を脅かす極めて重大な事態」だと指摘し、「野党共闘を大いに強め、違憲、違法の任命拒否を撤回させるべく全力をあげたい」と表明しました。（関連2面）

志位氏は、同会議が推薦した候補が任命されなかった例は過去になく、任命を拒否された6氏のうち小澤隆一東京慈恵会医科大学教授ら3氏が連名の声明（3面）で「学問の自由を脅かす」「日本学術会議の存在意義の否定につながる」と抗議し撤回を強く求めていることに言及。「そもそも日本学術会議は、約87万人の日本の科学者を内外に代表する国の機関であり、1949年の発足以来、日本学術会議法3条に基づいて『独立して……職務を行う』と定め、高度な独立性が大原則として繰り返し確認されてきた」と強調。同年の同会議発会式に吉田茂首相（当時）が寄せた祝辞でも、「日本学術会議は勿論（もちろん）国の機関ではありますが、その使命達成のためには、時々の政治的便宜のための制肘（せいちゅう）を受けることのないよう、高度の自主性が与えられておる」と言明していたことや、1983年に会員の公選制から推薦制に変えた法改定のさいの国会答弁でも、丹羽兵助総理府総務長官（当時）が、「ただ形だけの推薦制であって、学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく」「決して決して（吉田）総理の言われた方針が変わったり、政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない」と答弁（同年11月24日、参院文教委員会）した事実も明らかにしました。

そのうえで志位氏は、「これらにてらしても、今回の任命拒否はまさに日本学術会議法に反し、憲法23条の『学問の自由』を脅かす違憲、違法の行為だといわなければならない」と厳しく批判。「この違憲、違法の任命拒否の態度をただちに撤回することを強く求める」と重ねて表明しました。

学術会議問題 任命拒否「政治介入か」 メディアが報道

2020年10月2日【2面】

本紙が1日付で報じた菅義偉首相による日本学術会議新会員の任命拒否について各メディアは同日、一斉に取り上げました。

「毎日」電子版は「高い独立性が保たれる学術会議の推薦者を首相が任命しなかったのは、現行の制度になった2004年度以降では初めて」「学問の自由への政治介入との見方が広がっている」と指摘。任命されなかった松宮孝明立命館大学教授のコメントを載せています。

「産経」電子版は、任命見送りについての加藤勝信官房長官の会見を報じる記事の中で「新会員人事をめぐるのは、共産党の機関紙『しんぶん赤旗』が同日、任命しなかった推薦候補に共謀罪の構成要件を厳格化した『テロ等準備罪』を新設する改正組織犯罪処罰法に反対した人物らが含まれたことを挙げ『学問の自由に介入した』と批判した」と「赤旗」報道に触れました。

「朝日」電子版は、安保法制や共謀罪法に反対の立場を取ってきて今回任命されなかった大学教授が「学問の自由を保障する憲法に違反する乱暴な介入だ」と批判したことを紹介。NHKは午後のニュースで、立憲民主党の安住淳国対委員長が記者団に対し「政治的意図を持っていたとすれば看過できないので徹底的に国会で追及する」とのべたことを報じました。

元文部科学事務次官の前川喜平さんは同日、「メディアはしっかり追及すべきだ。なぜ任命を拒否したのか、菅首相は説明せよ」とツイッターを更新しました。

相が6人任命拒否

学術会議総会 新旧会長 “大変重大”

2020年10月2日【1面】

日本学術会議は1日、東京都内で総会を開き、山極寿一前会長（京都大学前総長）が、同会議が推薦した新会員のうち6人が菅義偉首相により任命を拒否されたことを明らかにしました。山極氏は退任のあいさつで「日本学術会議法第7条で『推薦に基

づき』とあるのは重い規定。任命拒否は日本学術会議の歴史になかったことで重大だ。大変残念だ」と述べ、菅首相に説明を求めていると報告しました。

6人の名前は公表されませんでした。本紙の取材に、小澤隆一東京慈恵会医科大学（憲法学）、岡田正則早稲田大学（行政法学）、松宮孝明立命館大学（刑事法学）、加藤陽子東京大学（歴史学）、芦名定道京都大学（キリスト教学）、宇野重規東京大学（政治学）の6人の教授が任命を拒否されたことを明らかにしています。多くが安保法制や共謀罪、沖縄の新基地建設などに反対を表明しています。

山極氏は任命拒否の理由を示すよう菅首相あてに文書を提出したものの、現時点まで説明はないと報告。「日本学術会議は内閣府と密接な関係を持つが、命令を聞く組織ではない。科学者が業績を精査して推薦したのだから、説明もなく任命しないことは重大な問題だ」と強調し、新しい会長らが、この問題を議論し、今後対応するよう求めました。

日本学術会議の会員は210人で任期は6年。3年ごとに半数が改選されます。同会議は今回の改選にあたり、105人の推薦者を8月31日に内閣府に提出しましたが、総会直前の9月28日夜に、任命しない理由を言わずに6人を推薦名簿から外してきました。

総会で新会長に選出されたノーベル物理学賞受賞者の梶田隆章東京大学教授は、総会後の会見で「重要な問題なので、しっかり対処していきたい。学問の自由、学術会議の中立性にもかかわることだと思っている」と話しました。

小澤、岡田、松宮の3氏は連名で、任命拒否の撤回に向け総力であたることを求める要請書を日本学術会議会長あてに提出し、出席した会員に配りました。（関連3面）

本紙の取材に総会出席の会員からは、この問題への疑問や批判が出ました。新会員になった吉岡洋京都大学特定教授(美学・芸術学)は、「学問にも口を出すという菅政権による宣言だ」と批判。「こんな介入がまかり通れば、学者が萎縮する」(関西の国立大学教授)、「学術会議の目的は政策の提言で議論の場。これは科学者に議論させないということだ」(学術団体役員)などの声も聞かれました。

菅首相の人事介入 学術会議存立脅かす 任命拒否された3氏が抗議

2020年10月2日【3面】

小澤・岡田・松宮氏 要請書

「気持ちとしては、怒りだ」一。憲法研究者の小澤隆一・東京慈恵会医科大学教授は、そう憤ります。小澤氏は、日本学術会議が会員候補として推薦しながら菅義偉首相が任命しなかった6人のうちひとりです。1日に東京都内で開かれた同会議総会の会場で小澤氏は、ともに任命されなかった岡田正則・早稲田大学法学学術院教授、松宮孝明・立命館大学大学院法務研究科教授と連名で作成した要請書を配布しました。

要請書は同会議会長にあてたもの。それぞれの研究活動に基づく任命拒否ならば「憲法第23条が保障する学問の自由の重大な侵害として断固抗議の意を表します」と強調。「任命拒否の撤回に向けて、会議の総力であたる」よう求めています。

日本学術会議法は、同会議について「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と明記しています。

小澤氏は本紙の取材に、学術会議の存立にかかわる重大問題だと強調。「学術会議は科学者の代表として独立して職務を行い、政府に対する提言も行う重要な役割のある機関だ。人事上の独立というのは、極めて重要な要素だ。推薦に基づいて行うべき任命を、相応な理由も明かさずに任命しないと決めた。到底認められない」と批判。今回の事態は学問の自由への重大な介入であり、学術と政治・政府の正常な関係を維持するためにも、あってはならないと語りました。

学術会議は首相所轄ながら、独立した機関として、科学の振興や技術の発達に関する方策などについて政府に勧告することができます。

早稲田大学の岡田氏は「学術会議の仕組みが、本来の役割を果たせないものにされてしまうことが一番問題。学術会議が今後、自分たちの問題として取り組む必要がある課題だ」と述べました。

学術会議会長あて3氏の要請書全文

2020年10月2日【3面】

日本学術会議会員の任命を拒否された小澤隆一、岡田正則、松宮孝明の3氏が1日に発表した同会議会長あての要請書（全文）は以下の通りです。

日本学術会議会長殿

要請書 日本学術会議会員への任命拒否の撤回に向け総力であたることを求めます

私たちは、2020年8月、第25—26期日本学術会議会員候補者として推薦されました。小澤は2008年10月から12年にわたり、岡田と松宮は2011年10月から9年にわたり、連携会員として日本学術会議の活動に誠心誠意参画してきました。私たちはこうした参画とこの度の推薦を栄誉なことと思ひ、会員候補者としての諸手続きを済ませ、事務局からの総会、部会等への出欠の問い合わせにも応じて、10月1日からの総会等への参加を準備していました。ところが、9月29日、突如として、内閣総理大臣による任命がされない旨伝えられました。日本学術会議としても前代未聞の事態と聞きます。

私たちの日本学術会議会員への任命を拒むにあたり、内閣総理大臣からは理由など一切の説明がありません。これは、日本学術会議の推薦と同会議の活動への私たちの尽力をまったく顧慮しないものとして、到底承服できないものです。もしも私たちの研究活動についての評価に基づく任命拒否であれば、日本国憲法第23条が保障する学問の自由の重大な侵害として断固抗議の意を表します。

また、今回の事態は、私たちだけの問題ではなく、日本学術会議の存立をも脅かすものです。日本学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第2条）として、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」などの職務を「独立して」行い（同法第3条）、「科学の振興及び技術の発達に関する方策、科学に関する研究成果の活用に関する方策、科学を行政に反映させる方策」などについて、「政府に勧告することができる」（同法第5条）とされています。こうした日本学術会議の地位、職務上の独立性、権限は、会員の任命が内閣総理大臣の意のままになれば、すべて否定されてしまい、学問の自由は、この点においても深刻に侵されます。

貴職におかれては、このような重大問題をはらむ私たちに対する日本学術会議会員への任命拒否の撤回に向けて、会議の総力を挙げてあたることを求めます。

2020年10月1日

小澤隆一 東京慈恵会医科大学教授 憲法学 第21—24期連携会員

岡田正則 早稲田大学法学学術院教授 行政法学 第22—24期連携会員

松宮孝明 立命館大学大学院法務研究科教授 刑事法学 第22—24期連携会員